

男鹿市規則第 1 2 号

男鹿市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

男鹿市職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成 1 7 年男鹿市規則第 2 9 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（特別休暇） 第 17 条 条例第 18 条の規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に定める期間とする。 (1)～(11) （略） <u>(12) 9 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子（配偶者の子を含む。）を養育する職員が、その子の看護等（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は予防接種、健康診査若しくは健康診断を受けさせるための付添いを行うこと、学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）第 20 条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして市長が定める事由に伴うその子の世話を行うこと又はその子の教育若しくは保育に係る行事のうち市長が定めるものへの参加をすることをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められるとき 一の年において 5 日の範囲（その養育する 9 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子が 2 人以上の場合にあっては、10 日の範囲）内の期間</u> (13)～(19) （略） 2 ～ 4 （略）	（特別休暇） 第 17 条 条例第 18 条の規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に定める期間とする。 (1)～(11) （略） <u>(12) 小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育する職員が、その子の看護（負傷し、又は疾病にかかったその子の世話及び予防接種又は健康診断を受けさせるための付添いを行うことをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められるとき 一の年において 5 日の範囲（子が 2 人以上の場合にあっては、10 日の範囲）内の期間</u> (13)～(19) （略） 2 ～ 4 （略）
備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。	

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日前に使用された改正前の男鹿市職員の勤務時間、休暇等に関する規則第 1 7 条第 1 項第 1 2 号の休暇については、改正後の男鹿市職員の勤務時間、休暇等に関する規則第 1 7 条第 1 項第 1 2 号の休暇として使用されたものとみなす。